

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 24 日策定

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする
- ・ 仲間はずれにされたり、無視されたりする
- ・ 遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- ・ 友達にお金を無理やり取られたり、食べ物をおごらされる
- ・ いやなことや恥ずかしいことをさせられたり、されたりする
- ・ メールやネット上のサイトに悪口を書かれたりする 等

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し全職員で組織的に取り組む。

2 いじめ防止対策委員会設置について

(1) 組織の構成

生活保健指導部を「いじめ防止対策委員会」とし生活保健指導部長を委員長とする。必要に応じて校長・副校長・学年主任・担任等も参加する。

(2) 組織の役割

- ①個々のいじめのケースに対して相談をしながら、ケースバイケースで丁寧に対応し問題解決に向けて努力する。
- ②生活指導部の目標とする「教職員は、生徒が個々に持つ背景を理解し、共通の認識を持って共通の指導に当たるように努める」ということに向けて、関係者が一堂に会して情報を確認する場とするとともに、情報の共有や生徒理解、協力体制作りに向けて効果を発揮する場とする。

③必要に応じて、カウンセラーや警察・児童相談所などの外部機関との連携の窓口となる。

③いじめ防止対策委員会年間計画

月	内容
4月	年度当初のいじめ防止に向けての指導方針策定・集会での指導
5月	聞き取り調査等の結果を集約・職員会議での報告・職員研修実施
6月	聞き取り調査等の結果を集約・職員会議に報告
7月	第1回いじめアンケート実施・職員会議に報告
9月	聞き取り調査等の結果を集約・職員会議に報告
10月	第2回いじめアンケート実施・職員会議に報告
11月	学級担任による個人面談の結果を集約・職員会議に報告・職員研修実施
12月	聞き取り調査等の結果を集約・職員会議に報告
1月	寄せられた情報を集約・職員会議に報告
2月	寄せられた情報を集約・職員会議に報告
3月	今年度の振り返り，次年度の年間計画作成

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①精神的な発達課題である「自分も他の人も大切に作る心」を育てる。教職員は、生徒が将来的に必要な社会性を見につけられるように、日常の基本ルールを教えるとともに、カウンセリングマインドを持って、生徒の身体的及び精神的な健康の支援を行う。
- ②お互いに相手の気持ちを思いやりながら、素直な自己表現ができ、より良いコミュニケーションができるように努力させる。
- ③インターネット上のいじめについては、情報モラルの指導を徹底し1学期の当初に注意を促す文書を配布する。
- ④いじめ防止のための教職員研修を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①集会やHR，保護者会・個人面談等で生徒や保護者の協力・理解を得る。生徒・保護者・教職員から寄せられる情報をもとに、生徒情報を把握し、いじめの早期発見に努める。
- ②すべての教職員は、授業・HRを通じて生徒の様子を把握に努め気になる生徒がいる場合に速やかに声をかけ、必要に応じていじめ防止対策委員会に報告する。
- ③年2回（7月・10月）いじめアンケートを実施する。
- ④年3回の面談期間のときに、担任による聞き取り調査を行う。

- ⑤いじめが発生した場合は、別紙に示した流れに従って速やかに対応する。
- ⑥被害児童生徒及び保護者への支援，加害児童生徒及び保護者への指導を徹底する。
- ⑦必要に応じて警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

4 研修等の実施

- ・年度当初に生徒理解研修を実施する。
- ・教職員手引きを活用し、いじめ防止・対策に向けた校内研修を行う。

5 学校運営協議会等の活用

必要に応じていじめ問題などを保護者・地域と共有して対応する。

6 重大事態への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

7 その他

必要があると認められる場合には、学校基本方針を改訂し改めて公表する。